

〈 5. 契約締結時の契約者保護 〉

5-(1) 共済推進時の禁止行為等

制度の概要

適正な推進行為による契約者保護の確保の観点から、組合の役職員等が推進を行う上で遵守すべき事項及び共済事業の健全・適切な運営を確保するための措置を定める制度

共済推進時等に禁止される行為

- ・ 契約者等に対して、虚偽のことを告げ、又は契約条項のうち重要なことを告げないこと
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げるよう勧奨すること
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項を告げるのを妨げ、告げないことを勧奨すること
- ・ 契約者に対して、不利益となる事実を告げずに、既に成立した契約を消滅させて新たに申込みをさせること
- ・ 契約内容につき他の共済・保険契約と比較したものであって、誤解させるおそれのあるものを表示すること
- ・ 組合の関連法人等が契約者に対して、特別の利益供与をしていることを知りながら、契約の申込みをさせること
- ・ 契約者や不特定の者に対して、契約に関する事項で判断に影響を及ぼすような重要な事項につき、誤解させるおそれのあるものを表示すること 等

共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置

- ・ 組合の役員、使用人等の公正な共済契約の締結、その代理又は媒介を行う能力の向上を図るための措置
- ・ 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理、媒介に際して、役員等が契約者等に対し、契約内容のうち重要な事項を記載した書面の交付などの適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置 等

生協の現状

共済の推進に際しての禁止行為(不実告知、重要事項不告知等)や組合が行う広告・宣伝について通知で定めているが、法令上、推進を行う上で禁止される行為や重要事項の説明義務や事業の健全な運営を確保するための措置に関する規定はない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を実施する組合、共済代理店は、共済契約者や被共済者に対して、虚偽のことを告げたり、重要事項を告げない等の一定の行為を行ってはならないとされ、また、組合は重要な事項の利用者への説明等の事業の健全な運営を確保するための措置を講じなければならないとされている

中協法

・共済事業を実施する組合、共済代理店及びこれらの役職員は、共済契約者や被共済者に対して、虚偽のことを告げたり、重要事項を告げない等の一定の行為を行ってはならないとされ、また、組合は重要な事項の利用者への説明等の事業の健全な運営を確保するための措置を講じなければならないとされている

保険業法

・保険会社や少額短期保険業者、その役員、募集人等は、保険契約者や被保険者に対して、虚偽のことを告げたり、重要事項を告げない等の一定の行為を行ってはならないとされ、また、保険会社や少額短期保険業者は業務に係る重要な事項の顧客への説明等の業務の健全な運営を確保するための措置を講じなければならないとされている

※ 共済代理店については、32頁参照。

改正の方向性

契約者保護の観点から、組合や共済代理店及びこれらの役職員が虚偽のことを告げることなど、推進を行う上で禁止される行為について定め、かつ、共済事業に係る重要事項の説明その他健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずるよう義務づけることとしてはどうか。

共済契約推進時の遵守事項に関する通知（概要）

消費生活協同組合共済事業運営要綱(抄)

4. 組合員の加入

共済事業の安定をはかるためには、多数の組合員の加入を必要とすることは当然であるが、この場合においても消費生活協同組合として妥当を欠く方法は厳に戒めなければならないこと。特に次の点に留意すること。

- (1) 組合は、如何なる方法によるを問わず、組合の将来における利用分量割戻金又は出資額に応ずる配当金の金額について、これを約束し又は予想する宣伝をしてはならないこと。
- (2) 組合は、共済期間について共済契約者に誤解を生ぜしめるような宣伝をしてはならないこと。
- (3) 組合の役員又は共済契約推進担当者は、共済の契約締結に当たって次の行為をしてはならないこと。
 - ア 共済契約者又は被共済者に対して不実のことを告げ又は事業規約の規定のうち重要なことを告げないこと。
 - イ 共済契約者又は被共済者が組合に対して重要な事項を告げることを妨げ、又は告げないことを勧奨すること。
 - ウ 共済契約者又は被共済者が組合に対して重要な事項につき不実のことを告げるように勧奨すること。

消費生活協同組合が行う広告・宣伝について(抄)

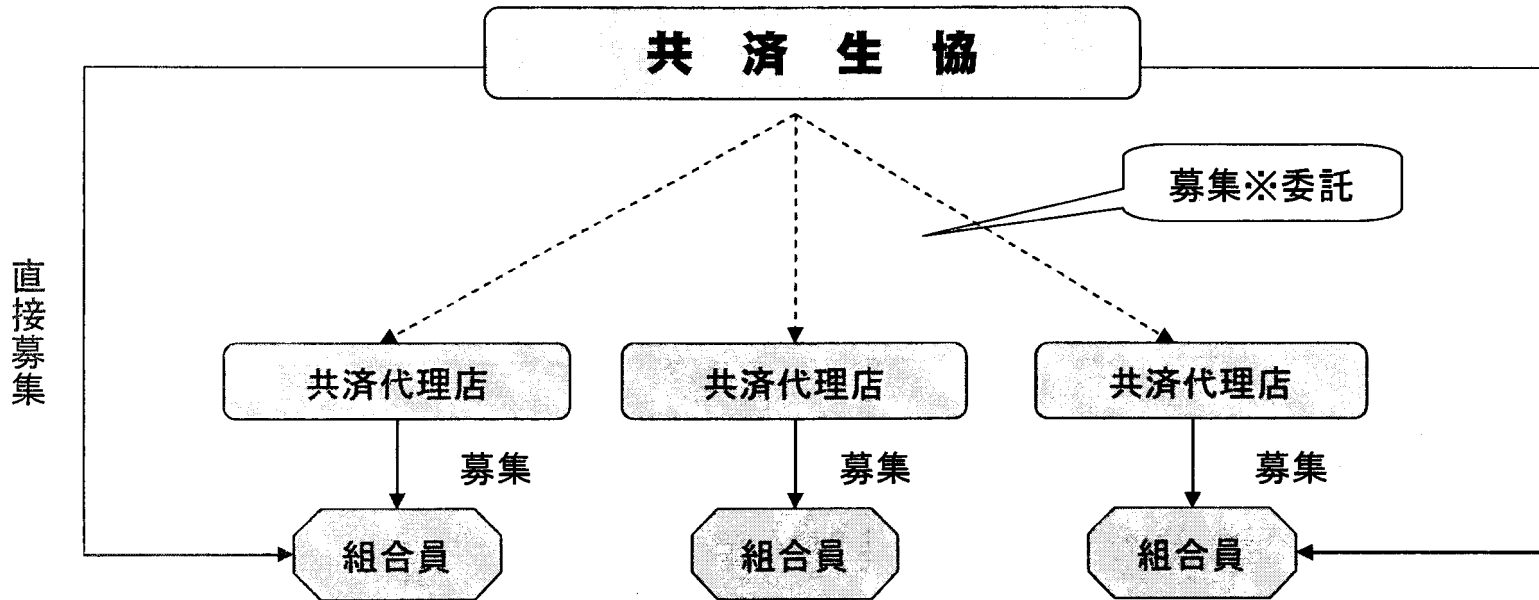
3. 特に、組合の提供する商品の内容や契約条件について、他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるもの、又は、次のように消費者の適正な商品選択を阻害する内容の広告・宣伝は、組合全体の社会的信用を失墜させるものであることから、厳に慎むこと。

- (1) 実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するもの。
- (2) 商品選択にとって重要でない事項を重要であるかのように強調して比較するもの及び比較する事項について組合に有利なもののみを恣意的に選び出すなど不公正な基準によって比較するもの。
- (3) 一般的、具体的な情報提供ではなく、他の商品等に重大な欠陥があるかのように事実を誤認させるなど単に他事業者又はその商品を中傷し、又は誹謗するもの。

5-(2) 共済代理店

制度の概要

組合の委託を受けて、その組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その組合の役員又は使用人ではないものについて、法令上明確に共済代理店として位置づけた上で、共済代理店として行うべき義務等を定める制度



共済代理店とは組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないもの

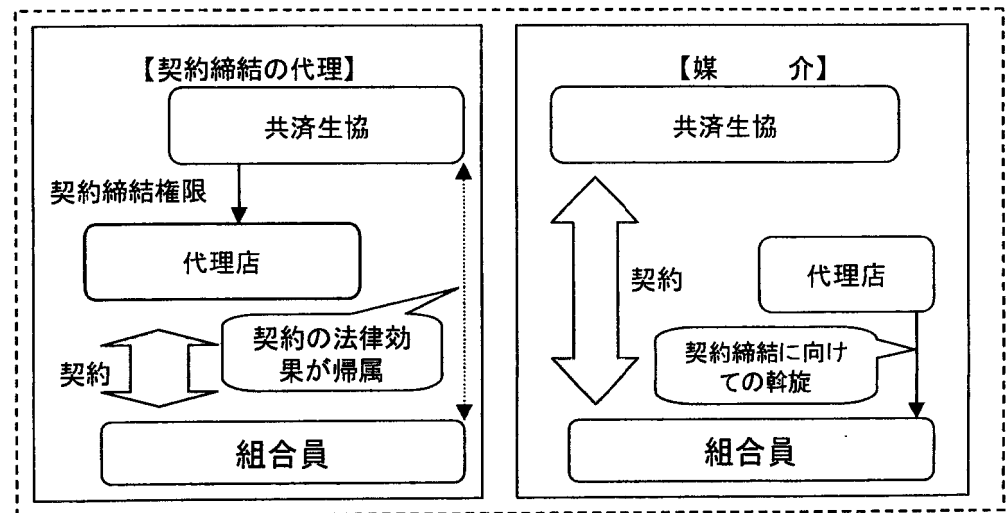
※

募集：共済契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

代理：代理人が共済生協のために意思表示をし、又はこれを受けることによってその法律効果が共済生協に帰属

媒介：斡旋のことで、他人の間に立って契約成立に尽力すること。

(代理と媒介の差異は、契約締結権限付与の有無)



生協の現状

法令上、共済代理店に関する明確な規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済代理店の規定が法律上設けられており、自動車共済及び自動車賠償責任共済に関する業務を実施できることとされている。
また、共済代理店の設置等は行政庁に届け出なければならないこととされており、共済代理店にも共済契約締結時に禁止される行為の規定が適用される

中協法

・同上

保険業法

・保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者として、損害保険代理店を含む保険募集人等の規定が法律上設けられている。生命保険募集人、損害保険代理店等については、行政庁への登録が必要とされており、保険契約締結時に禁止される行為の規定が適用される

改正の方向性

共済代理店の設置に関する組合のニーズがあること及び組合の委託を受けて業務の一部又は全部を行う者に対しても共済推進時に禁止される行為に関する規定が適用されることが必要であることから、

・共済代理店の規定を設けた上で、共済代理店についても共済契約締結時に禁止される行為の規定の適用を受けるとし、また、その設置や廃止等に際しては、行政庁への届出を義務づけるなど、共済代理店に係る規定を整備することとしてはどうか。

・その際、組合員のニーズ等を踏まえれば、共済代理店が実施することができる業務の範囲については、限定する必要はないのではないか。

5-(3)クーリングオフ

制度の概要

民法の特例を設けることにより、共済契約の申込みまたは締結後の一定期間、申込者が申込みの撤回又は共済契約の解除を行い得ることとする制度

生協の現状

法令上、クーリングオフ制度に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済期間が1年以下である場合や当該共済契約が法令により加入が義務づけられているものである場合等を除き、書面により共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができる旨を定めたクーリングオフ制度に関する規定あり

中協法

・同上

保険業法

・同上

改正の方向性

クーリングオフ制度を導入し、共済期間が1年以下である場合等一定の場合を除き、書面により共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができることとしてはどうか。